

住民発議における三段階の仕組み（住民発案）

1 住民発議における三段階の仕組み（住民発案）

(1) 条例の制定改廃に関する住民投票の場合

《二段階のルート》

住民発議・・・10万人以上の署名を収集する

住民投票・・・投票の成立要件を満たす

尊重義務を踏まえて議会が審議 条例の制定改廃

《三段階のルート》

住民発案・・・直接請求制度と同程度、または、それより少数の署名を収集する。

a) 議会で可決 条例の制定改廃

b) 議会で否決 へ

【現行の制度】

有権者の 50 分の 1 以上の署名を収集する（地方自治法第 74 条）

請願・陳情なら 1 人でも連名でも行える

地方自治法に基づく直接請求にせよ、請願・陳情にせよ、議会は応答義務を負う（地方自治法第 74 条・川崎市議会会議規則第 92・94・96 条）

a) 議会で可決 条例の制定改廃

b) 議会で否決 へ

住民発議・・・10万人以上の署名を収集する

住民投票・・・投票の成立要件を満たす

尊重義務を踏まえて議会が審議 条例の制定改廃

(2) 政策等に関する住民投票の場合

《二段階のルート》

住民発議・・・10万人以上の署名を収集する

住民投票・・・投票の成立要件を満たす

尊重義務を踏まえて議会・市長が政策判断

《三段階のルート》

住民発案・・・直接請求制度と同程度、または、さらに少数の署名を収集する。

a) 議会で可決 へ

b) 議会で否決 へ

【現行の制度】

地方自治法には直接請求の制度はない

請願・陳情なら1人でも連名でも行える

地方自治法に基づく直接請求にせよ、請願・陳情にせよ、議会は応答義務を負う（地方自治法第74条・川崎市議会会議規則第92・94・96条）

a) 議会で可決

議会・市長が住民の要求を受け入れて政策判断を行う 決着

b) 議会で否決 へ

住民発議・・・10万人以上の署名を収集する

住民投票・・・投票の成立要件を満たす

尊重義務を踏まえて議会・市長が政策判断

2 論点に対する考え方(案)

検討委員会では、一定の署名が集まれば必ず住民投票が実施されるとする方法とは別に、これよりも少ない署名収集で「条例の制定・改廃」や「政策の是非」を議会に提案できる仕組み(以下「住民発案」という。)を設けるべきであるとの意見も出された。住民発案は、発案者が少数であっても、その意見が必ず議会審議に反映させることができるメリットがある。また、審議の結果、提案が議会で可決されれば、結果的に住民は低いハードルで目標を達成することが可能であり、提案が議会で否決されたとしても、改めて一定の署名を集めることにより住民投票の発議を行うことが可能である。

しかし、「条例の制定・改廃」については、すでに地方自治法に規定されている直接請求制度により、有権者の1/50以上の署名収集があれば議会に提案することが可能である。また、「政策の是非」については、直接請求制度はないが、議会への請願・陳情という形式であれば1名から行うことが可能である。請願・陳情については、常任委員会や本会議で必ず審査され、採択・不採択が決定されることになり、採択されたものについては、必要に応じて各執行機関へその内容が送付されることになる。各執行機関は、住民代表である議会で採択されたという事実を鑑み、その内容について十分に検討する責務が生じることになる。このように、既存の仕組みと住民発案制度とでは、必ずしも明確な差別化が図れない部分もある。

【参考】

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（条例の制定又は改廃請求とその処置）

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

川崎市議会会議規則（昭和31年9月28日議会規則第1号）

第9章 請願（抄）

（請願の委員会付託）

第92条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（請願の審査報告）

第94条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により、意見を付け議会に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、執行機関等に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等）

第95条 議長は、議会の採択した請願で、執行機関等に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

（陳情書の処理）

第96条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。